

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

令和3年4月1日  
告示第 59 号

(設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の中から互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。